

## 第5回 英国の農業環境政策

### 1 環境管理制度のあらまし

英国の農業環境政策は、環境に優しいやり方で農業を営むことについて農業者と事業実施機関とが協定を結び、農業者はそれによって被る損失分について助成を受けるというものである。英国では、農業の環境に及ぼす悪影響についての批判が高まってきたことを背景に、1987年にそのような制度の最初のもので導入され、現在の環境管理制度（Environmental Stewardship Scheme）は2005年からのものである。英国の環境管理制度は、英国の農業構造政策の中心となる制度であり、予算面でも農業構造政策（EUの共通農業政策の第2の柱）に向けられる公的予算の70%を占めている。

英国の農業構造政策はこのように農業環境政策に大きく傾斜しており、他のEU諸国に比べて経営近代化のための投資、農産物の付加価値向上、農村経済の多角化などに使われる予算の比率は非常に少ない。英国の農業者への公的支援は、EUによる単一支払い（EUの共通農業政策の第1の柱）と農業環境政策の2本柱（もともと、最初の柱の方がずっと大きい・・・）によると言える。

環境管理制度には、一般的な取組内容の「一般事業」と、より高度な対応への取組を対象とする「高度事業」、有機農業を対象とした「有機一般事業」がある。一般事業は全農業者、農地所有者を対象とし、協定期間は5年であるのに対し、高度事業の方は環境価値や環境保全の優先度が高い地域を対象に、10年という協定期間を設定し、より複雑な取組を求めるものである。有機一般事業は、有機農業に取り組んでいる場合に対象となる。<sup>(※)</sup>

(※) 英語での事業名は、「一般事業」Entry Level Scheme、「高度事業」Higher level Scheme、「有機一般事業」Organic Entry Level Schemeである。

イングランド地方における旧制度も含めたそれぞれの農業環境制度の実績は次の表のように、全制度で農用地の約 65%、環境管理制度のみでも農用地の 55% が対象となっており、農業環境政策が広く浸透していることがわかる。英国政府は、これを 70%とすることを政策目標に掲げている。

イングランドにおける各種農業環境政策の実施状況（2008 年 12 月末現在）

		面積 (ha)	農用地に占める割合 (%)	協定の数	年間予算額 (百万 £)
環境管理制度	一般事業	4,724,592	50.9	35,034	130.4
	有機一般事業	299,325	3.2	2,267	38.7
	高度事業(単独のもの)	50,652	0.5	286	8.2
	制度計	5,074,569	54.6	37,587	177.3
	(参考) 高度事業計	290,754	-	2,886	55.8
旧制度によるもの		944,837	10.2	19,813	123.7
全制度計		6,019,406	64.8	57,400	301

注: 高度事業対象地の多くは一般事業や有機一般事業に含まれている。

## 2 一般事業の内容

環境管理制度の中でもっとも普及している一般事業について、具体的な中身を紹介しよう。

一般事業では、環境に優しい様々な農法についてのオプションと単価ポイントが示されている。オプションには、生け垣の管理の仕方、農地における緩衝帯の設置、草地での種子の配合など 50 近い種類がある。オプションと単価の例を次の表に載せてみた。それぞれのオプションには、具体的な管理方法が示されている。オプションの中でも実際の取組頻度が高い生け垣の管理についての具体的管理方法も併せて掲載しておく。

一般事業での助成対象となるオプションとポイント数の例

対象となる項目の内容	取組の単位	単位当たりポイント数
生け垣の管理(生け垣の両側)	100m	22
石垣の保護と管理	100m	15
耕地における立ち木の保護	木	12
草地における立ち木の保護	木	8
考古学的価値があり現在耕作している農地での耕作の中止	ha	460
考古学的価値があり現在耕作している農地での耕す深さの削減	ha	60
耕作された農地での2mの緩衝帯の設置	ha	300
耕作された農地での4mの緩衝帯の設置	ha	400
集約的な草地での2mの緩衝帯の設置	ha	300
集約的な草地での4mの緩衝帯の設置	ha	400
耕地の角地の管理	ha	400
野生の鳥用の種を混ぜること	ha	450
花粉や蜜の多い花を混ぜること	ha	450
冬期間の刈り株の維持	ha	120
春穀物の生産時の下草の育成	ha	200
草地での野生の鳥類が好む種子の混合	ha	450
草地での花粉や蜜の豊富な品種の混合	ha	450

### 生け垣の管理の方法

この項目に取り組む場合には、以下の方法で行わなくてはならない。

- ・ 生け垣の高さは、周囲の景観に一般的なものに合わせなくてはならないが、1.5m以上でなくてはならない。生け垣の高さと幅は生物生息地の成否にかかわる。(協定開始当初は1.5mを下回っていてもこの項目を採用できるが、生け垣を1.5m以上に生育させなくてはならない。)
- ・ 生け垣の中心から2mの範囲内では、耕起、肥料や堆肥の散布、農薬散布をしてはいけない。
- ・ 生け垣の刈り込みは2年に1度以上行っなくてはならない。同じ年に全ての生け垣の刈り込みを行わないように。

- ・刈り込みは鳥がヒナを育てる3月1日から7月31日の間行ってはならない。
- ・生け垣の新植や除去は、3月1日までに行わなくてはならない。ただし、特別な事情があれば、鳥の巣が無いとの調査結果があれば、4月1日まで作業を行うことはできる。
- ・地域の景観に合うのであれば、生け垣の中にすでにある若木を成長させてもかまわない。

農業者は、対象とする農地1haにつき30ポイントになるように、さまざまなオプションを組み合わせて申請する。そして申請に沿って環境に優しい取組を行うと、1ha当たり年額30ポンドが支払われる。例えば100haの農場は、いくつかのオプションを組み合わせて3000ポイント分の取組を行えば、年額3000ポンド（約50万円）の助成を受けることができる。

農業者がこの制度に参加する場合の基礎データになるのが、EUの単一支払い制度運用に使われている土地登録制度である。この制度により、単一支払いを受ける農地は一筆毎に登録され、オンライン管理されている。一般事業に参加したい農業者は、まず対象とする農地（林地や空き地も含まれる）を申請する。すると、この土地登録制度を使って助成を受けるために必要なポイント数が計算され、農業者に通知される。農業者は、通知された必要ポイントを満たすためにどのオプションをどの程度組み合わせて取り組むかを考え、一般事業への参加を申請することになる。

今回は、この一般事業に取り組んでいる農家の様子を紹介したい。

写真:環境管理制度の一般事業による生け垣の管理の様子。生け垣と麦畑の間に緩衝地を設けることで、野生生物の生息地を提供している。

(英国 Oxford 州、2009 年7月)

